

裁 決 書

審査請求人

平成26年12月20日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第2項及び第3項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求のうち、平成24年12月から平成25年11月までの保護費返還に係る部分は、これを取り消し、その余は棄却する。

事 実

（以下「処分庁」という。）は、平成26年10月23日、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定による生活保護費返還額決定処分（以下「原処分」という。）を行った。

請求人は、原処分を不服として、平成26年12月20日、北海道知事に審査請求を行った。

請 求 の 要 旨

請求人は、次の理由から、原処分の取り消しを求めていると考えられる。

- 1 平成24年12月から平成25年11月までのの保護費返還を求めた原処分は、法63条の「保護を受けた」という要件を満たさないから違法である。
- 2 請求人がである等の事情を総合的に考慮すると、平成25年12月以降のをも含む保護費の返還を求めた原処分は、裁量の不合理な行使であり、不当である。

裁 決 の 理 由

1 認定事実

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
(6) [REDACTED]

(7) [REDACTED]
[REDACTED]

(8) [REDACTED]
[REDACTED]

(9) [REDACTED]

(10) [REDACTED]

(11) [REDACTED]

(12) [REDACTED]
[REDACTED]

(13) [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

(14) [REDACTED]

(15) [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

(16) [REDACTED]
[REDACTED]

2 判断

(1) 法令等について

ア 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ（法第4条第1項）、厚生労働大臣の定める基準により要保護者ごとに算定された最低生活費のうち「その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行う」（法第8条第1項）とされている。

イ 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない（法第63条）。

ウ 年金収入については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）（以下「次官通知」という。）第8の3の

(2)のアの(ア)により、その実際の受給額を認定することとされ、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)(以下「局長通知」という。)第8の1の(4)のアにより、当該受給額を受給月から次回受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている。

(2) 原処分のうち平成25年11月以前の保護費について

ア 請求人の保護費について、処分庁は、保護決定後最初の保護費を窓口で支給した後、前記1の(3)のとおり、平成24年12月20日に開設した旧口座への振込を[]が依頼したことによって、2回目の支給から保護費の口座振込を開始した。

平成26年2月に処分庁が入手した旧口座の取引記録(以下「取引記録」という。)では平成25年5月31日から平成26年2月14日までの出入金状況が確認でき、年金が偶数月に当該口座に振込まれていたことが認められる。そうすると、平成24年12月20日に当該口座を開設した後に、年金が当該口座に振込まれるよう手続が行われたということがいえる。

一方、保護申請時に処分庁が実施した金融機関への調査において、請求人名義の口座は存在しないことが分かっていた。

そして、[]が請求人の金銭管理を行っていたこと、請求人は年金の振込口座を把握しておらず年金を受給していることを知らなかったこと(以上の2点は処分庁が弁明書で認めている。)及び[]が処分庁に通帳の写しを提出し口座振込みを依頼したことからすると、口座開設及び年金に係る手続は[]が行ったと考えられる。

イ 取引記録によると、年金と保護費はいずれも引出されており、[]が請求人の金銭管理を行っていたことから、口座から現金を引出していたのは[]と推定でき、[]が、処分庁に対し、年金を受取っていない、手続が進んでいない等と説明したことは、年金が収入として認定されることを避けるための虚偽の説明であったと考えられる。

そのため処分庁は、請求人が年金を受領していないと誤認させられ、年金を収入として認定できず保護費を過大に支給することとなったと認められる。

ウ また、処分庁の記録からは請求人が金銭管理を[]に委ねていたとするような事実は認められない。それにも関わらず[]が金銭管理を行っていたのであれば、請求人が保護を受けたという客観的事実がないだけでなく、年金について、請求人が振込口座を把握しておらず年金を受給していることを知らなかったのであるから、年金を利用している状態にあったとはいえず、請求人の資力と考えることは妥当でない。

エ 以上のことからすると、[]が金銭管理を行っていた平成24年12月から平成25年11月までの間において、請求人はそもそも保護を受けていたといえるか疑問であり、少なくとも年金という資力があるにもかかわらず保護を受けたとはいえないから、年金に相当する額を法第63条による費用返還とした原処分は不相当といわざるを得ない。

(3) 原処分のうち平成25年12月以降の保護費について

ア 平成25年12月以降は、前記1の(9)ないし(11)及び(14)のとおり、請求人が保護費を受領したことは明らかである。また、処分庁が請求人の保護費算定に当たり、年金を各

月の収入として認定を開始したのは平成26年4月分保護費からなので、同年3月分の保護費までは年金は収入と認定されずに算定されていたことが認められる。

そして、**■**が逮捕されたあと、旧口座に振込まれた年金（平成25年12月及び平成26年2月に支給された年金の合計**■**）は、前記1の(12)のとおり請求人が新規に開設した口座に移され、請求人が利用しうる状態になったのであるから、旧口座から移された時点（平成26年2月14日）で請求人に資力が発生したといえる。したがって、平成26年2月及び3月の保護費のうち年金に相当する額（各月**■**）について、法第63条による返還対象としたことは、妥当と認められる。

イ 一方、年金が旧口座から移された平成26年2月より前の平成25年12月及び平成26年1月分の保護費については、請求人は年金という資力があるにもかかわらず保護を受けたとはいえないから、両月分の保護費のうち年金に相当する額を法第63条による返還処分とすることはできず、正しくは、両月分の年金に相当する額を平成26年2月に得た収入として扱い、同月以降の保護費の返還対象額として認定すべきであったものである。

ウ 原処分は平成25年12月及び平成26年1月分の保護費を返還対象としている点において誤りがあるものの、平成26年2月においては、前記アの当月分返還額（**■**）と前記イの収入として扱う額（平成25年12月と平成26年1月の年金相当額の合計**■**）の合計**■**を超える保護費（生活扶助、住宅扶助及び医療扶助の合計**■**）が支給されており返還額に誤りはないことから、原処分のうち平成25年12月以降の保護費に係る部分については取り消すまでの瑕疵があるとはいえない。

よって、主文のとおり裁決する。

平成30年2月26日

北海道知事 高橋 はるみ



教 示

- 1 この裁決について不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に再審査請求をすることができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。
- 2 この裁決について不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所にこの裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。